

労働安全衛生規則第151条の22

事業者は、フォークリフトについては、一月を超えない期間ごとに一回、定期に次の事項について自主検査を行わなければならない。

ただし、一月を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

1. 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
2. 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
3. ヘッドガード及びバックレストの異常の有無